

第四十三回国会 衆議院 内閣委員會議録第七号

昭和三十三年三月十二日(火曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事伊能繁次郎君 理事内藤 隆君

理事官澤 胤勇君 理事石橋 政嗣君

理事石山 權作君 理事山内 広君

内海 安吉君 小笠 公龍君

草野一郎平君 笹本 一雄君

高橋 等君 辻 寛一君

久保田鶴松君 田口 誠治君

中村 高一君 西村 関一君

受田 新吉君

出席國務大臣

通商産業大臣 福田 一君

國務大臣 川島正次郎君

國務大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

總理府總務長官 徳安 實藏君

行政管理政務次官 宇田 國榮君

經濟企画政務次官 館林三喜男君

總理府事務官 吉岡 英一君

經濟企画庁長官官房長 山本 重信君

總理府事務官(經濟企画庁總長) 向坂 正男君

總理府事務官(經濟企画庁總長) 大來佐武郎君

通商産業政務次官 廣瀬 正雄君

通商産業事務官 渡邊彌榮司君

(大臣官房長)

通商産業總務監 八谷 芳裕君  
督官(鉱山保安局長) 特許庁長官 今井 善衛君  
中小企業庁長官 樋詰 誠明君  
委員外の出席者 専 門 員 加藤 重喜君

三月八日  
委員草野一郎平君、笹本一雄君及び受田新吉君辞任につき、その補欠として保利茂君、森清君及び片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

同日  
委員保利茂君、森清君及び片山哲君辞任につき、その補欠として草野一郎平君、笹本一雄君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

三月十一日  
皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)(參議院送付)  
行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四〇号)  
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件  
行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四〇号)  
皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)(參議院送付)  
經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

○永山委員長 これより會議を開きます。  
行政管理庁設置法の一部を改正する法律案、皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案の両案を一括議題として、政府より提案理由の説明を求めます。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案  
行政管理庁設置法の一部を改正する法律  
行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
第二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人の新設及び目的の変更に関する審査を行なうこと。  
第三条第三項中「第四号」を「第四号の二」に改める。  
附則  
この法律は、公布の日から施行する。

理由  
行政の合理的かつ能率的な運営を図るため、行政管理庁において、公

社、公団、事業団、公庫等の新設等に関する審査を行なうこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案  
皇室經濟法施行法の一部を改正する法律  
皇室經濟法施行法(昭和二十二年法律百十三号)の一部を次のように改正する。  
第七条中「五千八百万円」を「六千万円」に改める。  
第八条中「四百二十万円」を「四百七十万円」に改める。  
附則  
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

理由  
過去の実績と最近の情勢にかんがみ、内廷費及び皇族費の定額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○永山委員長 川島行政管理庁長官。  
○川島國務大臣 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。今回提案いたしました行政管理庁設置法の一部を改正する法律案は、現在、行政管理庁が行なっている行政機

関の機構の新設等に関する審査のほかに、新たに、法律により直接に設立される法人または特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人、つまり、いわゆる特殊法人の新設等に関する審査を行なうことをその所掌事務に加えるようとするものであります。  
近時、國家的目的を達成するため、特定の業務を営む公団、公庫、事業団等の特殊法人が多数設置される傾向にあります。  
しかし、これらの業務を合理的かつ能率的に遂行するためには、行政機関をして行なわしめるべきか、あるいは、公団、公庫、事業団等の特殊法人をして行なわしめるべきか、また、このような特殊法人を設立することが、行政の統一性と公正妥当性を確保する観点からはたして適當であるかどうか、なお十分検討する必要があるため、このため、行政管理庁におきましては、今後このような公団、公庫、事業団その他これらに類する特殊法人の新設等についての審査を行なうこととするものであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。  
○永山委員長 徳安總理府總務長官。  
○徳安政府委員 たいま議題となりました皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明い

○永山委員長 徳安總理府總務長官。  
○徳安政府委員 たいま議題となりました皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明い

○永山委員長 徳安總理府總務長官。  
○徳安政府委員 たいま議題となりました皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明い

たします。

内廷費及び皇族費の定額は、皇室經濟施行法第七条及び第八条により、現在、内廷費は五千八百万円、皇族費は四百二十万円となっております。これらは、昭和三十六年度当初に改定されたものであります。その後、国家公務員給与の引き上げが昭和三十六年十月以降についても引き上げが行なわれるなど最近の情勢にかんがみ、内廷費及び皇族費について、人件費の増加等を考慮し、内廷費の定額を六千万円、皇族費の定額を四百七十万円としたたいと存じます。

以上が、この法律案のおもな内容及びこれを提案いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○永山委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

兩案に対する質疑は後日に譲ります。

○永山委員長 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案を議題として、質疑に入ります。質疑の申し出がありま

すので、順次これを許します。石山權作君。  
○石山委員 経済企画庁長官が先ごろ知事選挙で仙台へ行かれました。新産業都市指定につきまして、かなり明確に御発表になったようにございます。その明確に発表なさったことが選挙に大へん影響した、こう世間でも言われれば、非常に後進地の東北に住んでいては、長官の発言に対しては、

して常に関心を持っているわけなんです。地域格差を是正してあげますよと、しよっちゅう言われているものですか、御発表になったのを私は直接聞かぬで、新聞等で見たわけですが、やはり今度の新産業都市指定には、東北ブロックでは仙台、塩釜、それから新潟、こういうふうなきまったのでございますか。

○宮澤内務大臣 新産業都市の指定は、御承知のように、要請大臣が七大臣お持ちして、おのおの総理大臣に指定を要請する建前になっておりますので、私はその中の一人でありまして、他方で、事務的には、各省の意見の調整なり取りまとめをするということになっておるわけでございます。

過般、仙合市に参りました際に、新聞記者会見でこの問題が取り上げられて、最初に従来の経緯を説明して、くれというので、経緯を説明いたしました。その次に、新産業都市の構想の中に地域格差の是正というものは相当な重さを占めるものであるかどうかという質問がございました。これは法律にもそう書いてございますし、本案を御審議の際の両院の御意見にも表われておることでありまして、私は、当然に地域格差の是正ということには十分自分としては重きを置いて考へるつもりであるということを示しました。

その次に、この新産業都市の考へ方は、一つの拠点を求めて、その拠点からだんだんと経済活動がその周辺に波及する、こういう考へ方であるかという質問がございましたので、私は、その通りである、拠点というものを求めてやっついていくという考へ方であるということを示しました。しかるところ、

それでは、東北地方の入口というものは仙合市であろうと思うが、これなどは格好な拠点だと思わないか、こういう問いでありましたから、仙台、塩釜地方の事情聴取をまだ関係各省でやっておらないので、さだかには申せないけれども、確かに仙合市が東北の入口である、門戸である、その他格好的な条件から見ても、これが拠点たり得るといふことは、私はそういうふうな考へるといふことを申しました。その次に、非常に幸いなことに、今実は知事選挙があるのだから、いろいろな放送をなさって、特定の候補者が当選した場合に非常指定が有利になる、そうでない場合にはそうでないというふうなことが言われておるが、どうかという質問がございました。

から、全くそういうことには関係がないのであって、事情聴取をした結果、その申請の持っておる自身のメリットによって決定すべき問題だと思ふ、その点はそういうふうな明確に答えておるわけでございます。

東北地方全体をどう考へるかというお尋ねでございましたが、先ほど申し上げましたように、要請大臣が多数おりますので、しかも、事情聴取も終わっておりませんから、最終的に政府の意見として申し上げることはできないわけでございますが、私個人として考へますと、ただいま新潟の例をお引きになりましたが、いろいろ考へてみまして、どうも裏日本の方に拠点を求めたいという気が相当に私としてはあるわけでございます。青森県から山口県まで、どうも裏日本に格好な拠点を求めたい、しかも、ここが一番表との比較においては格差がはなはだし

いわけでございますから、何か拠点を求めたい、こう考へておるわけでございます。新潟もそういう一つの候補地に上っておりますけれども、これは東北という意味で考へるよりは、裏日本北のこの拠点を考へるのではないかと、そういうふうな観察を私としてはいたしておるわけでございます。

○石山委員 長官、裏日本という言葉は訂正して下さい。大体そういう言葉からいけないのだ。日本海方面と申して下さい。私もそうなんです。お互い様そういう感覚で物事を見てしまつて、お前のところはだめだということ、もうなれつになつておる。そういう感覚のもとに地域格差の是正なんか論じたつて、実際から言へば、これは言葉のあやです。何とかしてそういうふうな因習を打破して、もっと近代的なことを考へていきたい、いづれわれわれは考へてやっています。それが、なかなかそういうふうな工合に進まぬ。私、長官の言つた今の御答弁、御説明によれば、何ら奇異な感じには打たれないですよ。しかし、そうじゃないらしい。たとえば地方選挙にいくたびごと政府の言うのは、端的な言葉で言へば、自民党でないところの地方市長やなんか役に立たぬ、時の政府は池田自民政府なんだから、新産業都市指定その他の云々というふうなことは、自民党の候補者が当選すればいい、自民党が裏打ちをするので、ということ、自民党の候補者が当選すればいい、自民党が裏打ちをするので、すね。しよっちゅう考へます。ですから、あなたたち自身はどういうふうに言つたか知らぬけれども、実際から言へば、池田さんがしよっちゅう地方遊説をしていられるときの援護射撃になつて

いるのですよ。だから、きまりもしないことをさきもさきも可能性があるらしく、その可能性も、自民党の候補者が当選すれば生きてくるので、反対党の社会党が出ればそんなものは飛んでしまふよ、こういうふうなニュアンスがかなり話の中にあつたのではないかと、思ふ。選挙のとき応援に行つて、行政分担の話をするなんて大体がけしからぬと思ふのだ。選挙ならばそれっきりで、選挙の応援をしたらいいじゃないですか。まだきまつていないことをさきもさきもきまりそうなのを言つて、選挙民の心持を動かして自派に有利にするなどということ、フエアな戦いじゃないですね。職権乱用ですよ。自治省では通達を出して、選挙には現職は慎めと言つているんですが、大臣だけはワク外なんだね。しかし、実際には作業はどのくらいまで進んでいるのですか。新産業都市指定に対しての作業はどのくらいまで進んでいるのですか。

○宮澤内務大臣 裏日本と申し上げましたのは、別段特段の意味はございませんので、日本海に面する地方という意味でございます。

それから、特定の候補者が当選した場合に非常指定が非常に有望になるとか、ならないとかいうことは、本来そういうことはないわけでございますし、また、私の最も好まない種類のこともございまして、それから、これはよけいなことでございますけれども、選挙の技術としても、そういうことを申すことがはたして上策なのかどうかということも、だいふ疑わしいとも私は思っておりますが、これは別のことでございまして、作業の方は、先ほど申し上げました

事情聴取は、全国で四十三カ所指定を受けたという希望を持っておられるところがあるわけでございますから、二月の初日から事情聴取を始めました。各省の関係者が集まりまして、意思を持っておられる地方の関係者から、大体一日に一件の割合で聞いていくわけでございます。従って、四月の末日まで事情聴取がかかる、こういうふうにしてまいります。

なお、昨年の十二月の半ばに、関係各省が、将来指定を考えて参ります上での基準というものを、地方開発審議会の議を経て決定しておりますので、そういう基準に照らしながら、目下事情聴取をいたしておる。従って、これが終了するのが四月一ぱいということでございますので、その後に関係各大臣が意思統一をいたしまして、内閣総理大臣に指定の要請をする、こういう手順でございます。

○石山委員 私たちは、地方選挙が始まる前にも指定が終わるだろうと思つていた。予想のごとく、地方選挙へからませて、そうして有利な隊形をとるために、におわせているような経緯があると疑っているわけなんです。が、実情はやはりおくれるのもやむを得ないという事情ですか。

○宮澤国務大臣 さようでございます。ともかく希望が非常に多い。それが、運動の仕方が下手だったからだめになったとか何とか、この問題を地方選挙に持ち込みますことは、一党一派の問題でなく、よろしくないことだといふふうにも考えられるわけでございますが、いずれにしても、事務的に四月一ぱいはそういう事情聴取にかかるといふのが実情でございます。

○石山委員 僕らもそう思われる節もありますが、どうしても与党の諸君はこれを選挙に利用しております。残念ですが、利用しておる。それから、これは希望者がたくさんある。これは何でもそうでございますね。何か政府がおやりになろうとすれば、希望者が多くある。だからといって、積み重ねていくところの数字が一挙に変わるわけがないわけでしょう。だから、大綱さえ十なら十だ——大休政府の場合には予算措置が問題でしようから、この新産業都市に投資する額を想定しちゃうと、一地域が大体どのくらいと積算すれば、十とか十二とかいう数字は、そむずかしくなく総ワクでは出てしまふのです。これなんか、きめられたところときめられないところでは、格段の差ができるわけでしょう。政府の投資額からすれば、格段の差ができるものだから、これはどんなちっぽけな県だつて希望しているわけなんです。そして役に立たぬわけじゃないんです。けれども、たくさん書類をつくりまして、これは数字ばかりいじっている企画庁によく思われたいと思えば、なるべく一冊よりも二冊くらいの数字をつくらう方がよく思われそうなんです。大へんな努力ですよ。だから、そういう努力を地方選挙にからませているというのには、これは全く行政能力を浪費させていると見ています。秋田県の場合なんかも、裏日本といえども私は反対しているんだけれども、日本海方面としては中間だ。水利の便もよろしいし、電力もあるし、優秀なる労働力も豊富だ。将来沿岸貿易も楽しめる地位にある。八郎潟も干拓できれば、石油あるいはガス等の地下資源もより以

上に開発されるだろう、経済効率は日に見えるものがあるという自信を持っているわけなんだ。自信を持っていて、あなただけで口を延ばすものだから、県民はますます夢中になる。しかし、社会党としては、この新産業都市指定に対してあまり賛成しないのです。なぜかといえども、資本主義経済下において、持さんのおやりになっている池田内閣の政治のもとにこういうことをやれば、地域格差はますます広がるといふ気持を持っているものだから、党としてはそういうことは賛成しないけれども、地域住民としてはこれは素朴な熱望ですよ。地理的に見ても、中間としてはやはり秋田が盛岡かというふうな感じがあるわけなんだ。仙台へやることだれも反対しませんが、新潟にやることも反対しない。しかし、それでは、どうも木州の末端まで、経済の糸が何だか知らぬけれども、結びつくまでの間が相当長くなるのじゃないですか。四年、五年というものじゃないでしょう。十年単位になつてしまふ。それじゃちょっとまだるっこいというところでしよう。だから、中間に置けばターミナルの役目を果たす、こういうことだと思つても、金の使い方というものは、分散してはいかぬという原則があるものだから、少数精鋭主義といふこともやむを得ない。少数精鋭主義ならば、なぜ早くやらぬか。もとへ話を戻すようにおそれ入りますけれども、熟慮して民意を察知する、公聴会もよくやる、それならば、秋田もやってくれる、盛岡もやってくれるというなら話はわかりますけれども、やらぬでしよう。やらぬものを話だけ聞くといふのは、選挙

対策以外の何ものでもない。そういうことをやらぬで、きまつていることなら早くきめて、あきらめさせるものなら早くあきらめさせる、そして別途な方向でその地域の特殊産業を育成するという手を打つべきがほんとうじゃないでしようか。

○宮澤国務大臣 これは確かに五年とか七年とか、将来だといふ長い時間がかかる仕事でございますけれども、しかし、それが時間がかかるからといって、ほうっておいてもいいものでもないと思つたので、やはり各地方に経済発展の根城になるところを置いて、そして道路にしては港灣にしては、あるいは工業用水にしては、いろいろな先行投資をしていくということが、それが中核になつてその地方の経済を進展させるという考え方、それはやはり私は必要であらうと思つたのでございます。それから、何か私どもがあらかじめ予断を持っておつて、それはそれとしておるのではないかと仰せに對しては、そういうことはございません。そういう気持ではないわけでありまして、実際に各地方を聞き終りましたときに、そのそれぞれの持つておるメリットに従つて考えていくべきものだと思います。確かにこの法律が非常にむずかしい、運用のしにくい法律でありますために、多くの地方にむだな期待を与えやすいということはその通りであります。従つて、これが地方選挙に不必要にからむことを何とかして避けたいといふことは、従来とも考へて参つたのでありまして、もし地方選挙前に強断的に幾つかを指定することになれば、漏れたところ

の地方の地方選挙には、その責任問題というふうなものもまた問われたりなんかすることが、これは党派の関係なくあるといふふうにも考えられまして、また、実際の作業として、それだけ時間がかかるというのがたゞいまの事情であります。重ねて申し上げますけれども、何か私どもが一種の予断を持ってむだな作業をしておるんじゃないかといふことは、事実そうではございませんといふことをお認めいただきたいと思つた。

○石山委員 皆さんの要望にこたえて、時間をこのくらいかけて一生懸命やつてみたけれども、とてもあなたの方は指定には該当しませんでした、あきらめなさい、そうすると、たくさんの方力というものは、実際からいって、そのことによつて方便になつてしまふ。あたたかく民意を尊重するといふこともいいでしよう。しかし、そういうことではほんとうはびんちん進まぬわけです。だから私は、ある意味では勇断を持たなければいふことをやつてはいかぬのではないかと仰せに對しては、なまはんなかな考え方ではこういうことは出してはならないのではないか。

それからもう一つ、私はこういうことを考へておる。皆さんが最近お出しになつていろいろアイデア等は、それぞれおもしろい面があるわけですが、ただ、現在の自治制度、行政機構ではどうも無理なアイデアが多いのではないか。これは行管とかあるいは自治省の方々の御意見も聞かなければならぬのですが、行政区域、県をそのままにしておいて、県にいろいろなことをやらしておいて、そうしてプ

三

ロツク全体を見るといふようなやり方、そこから経済がしみ込んでいくという構想、何かやっぱ無理がある。われわれは、長官がおっしゃるような見解を率直に受け取れば、県境というのはなくならなければいかぬと思う。県境があつて、その中で、それぞれの差別、因習、そういうものはそのまま生きていて、特定の地域に国家が莫大な投資をして、そこから流れるものを期待しなさいという。それは県境もありませよ。県境にはうまいことにはみんな山があるので、遮断されるんですよ。今の県というのは、またそれぞれの特長性があるようです。大体山が境になって分割されているものだから、どうしてもそういうふうになる。こういう点、まあ自治省でも出している広域行政なんとかという問題もあるわけなんです、こういうことは十分お話し合つて、たとえば仙台で突つたものがどういふ格好で流れていくか、その流れの系統を見きわめない、仙台、宮城だけが潤うということになつちやう、私もはそういう懸念を持つてゐるわけなんです。つまり、奥羽山脈があつて東と西を分けてゐる。気候も全然違ふ。降雪でも、宮城県の降雪はあんな今度のような話はないから、ですから、やっぱ見定め、そこに熟したところの経済の発展が、どういふ格好で隣の岩手、山形、秋田、青森というふうになつていくか。一つの方法としては、たとえば国土縦貫道路を早くつくる、青森と仙台を結ぶ、こういうことをやれば、あるいはそれが一つの流れの系統になるかもしれない。何かそこには必ず流

れていくんだ、新産業都市指定をした地域から流れていく、次に打つ手は一体何か。

○宮澤國務大臣 私どもが全国の総合開発計画を考へていきます上に、たとえば東北地方でありますとか、あるいは九州、ことに南九州でございますが、まあこれは率直に申して相当後進地域である、これは悪意を持って申すのではありませんが、そういう認識をしておるわけでございます。そういう後進地域で今一番大切なことは、その地域内における経済活動の循環と申しますか、そういうことが必要だろ

うと思つておるのでございます。つまり、その地域の経済的な所産が、東京なり大阪なりにいわば収奪された形で持つていかれるということではなくて、その地域の中でもう少し循環をして、そして所得が所得を生むというふうな形になつていかなければならないといふふうな考へるわけでございます。従つて、東北地方の場合にも、お説のように、たとえば福島県の経済は、東北地方の経済の一環であるのか、あるいはより多く関東の方に向いておるのかといったような問題はおののおあると思つておるわけでも、ともかくその地方々々の中でもう少し循環をしていきますと、一方的な中央からの収奪される形での経済になつていくというのを心配するわけでございませう。それでございませう、幾つかの拠点を置いて、それらを道路その他交通で結ぶ、あるいは水の多面的な利用をやる、こういう形で、一つの経済圏といったようなものをおのおのの地方につくつていくことが望ましいのではないかと、こういうのが基本的な考へで

あるわけでございます。私どもの経済から見ていきます限り、経済というものは、県境を越えて動き得る、また動く場合もしばしばございませうから、まあよろしいわけでございますけれども、たとえば河川の利用なんといふことになりませうと、確かに、今の各県が持つておるところの、おのおのの独立と申しますか、そういう権限の争ひというものが非常な障害になつておることは、あちこちに見られる現象であると思ひます。

○石山委員 新産業都市についてまだまだお聞きしたい点たくさんありますけれども、直接法案に関係してない事項でございますから、あまりこれに時間をかけるのもいかがかと思ひますので、この問題はこれで打ち切ります。企画庁のやつてゐる仕事のうちで大きな仕事になつてゐるのは、たくさん数字を集めて、それに独特の解釈をつけて経済の見通し等をなされる機能だと思つてゐるので、その経済の見通しはまあまあでございます。甲乙丙とつけばどこら辺でしょうか。甲乙丙の下くらいになるといふふうなところでしょうか。そのために、今度の法案をお出しになつて、いろんな資料を学者先生から出してもらうというふうなことを思ひつたと思つておるわけでも、その指摘が今までだと残念ながら、何だかおかれておりますね。日本の経済のテンポ、これは上昇する場合だけじゃなかつたですよ。下る場合もそうですし、いつも追いかけるような、見通しよりも日本の経済の回転というものが少し早いということですよ。そうい

う印象をわれわれは受けておりましたけれども、年度を通じてあるいは幾年度を通じて見れば、大体その動きはつかまえておることは確かです。私はそれはいいけないとは言わぬ。大体つかまえております。つかまえておりますけれども、どうも僕の気になつておる。これは一体何だか。去年も私ちよつとそれに言及しておきましたけれども、コスト・インフレという言葉は日本には今までなかつたのです。これを引用したのはあなたの方なので、それは見通しの上になつておることをおっしゃるのかもしれないけれども、そういう点では、経済の見通しをなされる任務があるから、その景気の中に占める物価の変動ということも確かにつかまなければならぬ。その物価の騰貴の要因は一体何だと推し進めていつたら、たまたま賃金というものが出てきたと思つておるのですが、その賃金のかまへ方が少し大きく見過ぎてゐるのではないかと。全体の経済の動きの中における賃金の位置を、実際の力よりも強く見ているということ、逆に言えば、日本の今の経済機構に協力しようとするあまりに、低賃金であるべき日本の賃金形態をば少しくよく見せようとする努力が、この中に現れてゐるように思つておる。この中には私極端に言ひませぬ。経済機構に奉仕しているなんとは申しませぬけれども、何かその取り上げ方が強い。大きく取り上げておる。それはもちろん諸外国へいつてみましても、サービス機関の手数料は高い。日本は極端に低い

ら、これは最近上がったわけですね。パーマでも理髪でも、そういうものは上がつた。しかし、一般の賃金というふうになると、そんなに大きく占めていないではないか。産業部門における賃金コスト、これは、私は企画庁がおっしゃるようなものではないのではないかと意見です。三月十一日、きのうの日経新聞の中にも、「賃金政策も織り込む、物価対策を長期的に、企画庁」といふふうな、題目が賃金政策になつてゐるのです。そんなに日本の物価に今の賃金というものが大きなウエイトを占めておりますか。これは新聞の書き誤りですか。

○宮澤國務大臣 基本的に申し上げますと、私どもは、給与水準が上がるというのをむしろ歓迎したい立場にあるわけでございます。それはここ数年の国民総生産を御検討いただきまして、この中で国民消費が占める割合が逐年上がつてきております。五〇％くらいからもう五四％あまりになつておるわけでも、今までのわが国の経済におきましては、消費の占めるウエイトが小さ過ぎたという感じがいたしております。それは意識的に長い間富国強兵というふうなことを言つて参つたことの結果でもあると思ひますが、やはり経済がだんだん先進国型になつていくという場合に、この経済の成長をささえるものは何といつても消費である。そのほかに、むしろ輸出というふうなものも当然なければなりませんけれども、大きな消費にささえられることによつて、経済自身の生産性が高まつていく、こういう考へ方をしているわけでありまして、その点は、従来たとえ

るわけでございます。私どもの経済から見ていきます限り、経済というものは、県境を越えて動き得る、また動く場合もしばしばございませうから、まあよろしいわけでございますけれども、たとえば河川の利用なんといふことになりませうと、確かに、今の各県が持つておるところの、おのおのの独立と申しますか、そういう権限の争ひというものが非常な障害になつておることは、あちこちに見られる現象であると思ひます。

ばイギリスが考えてきましたか考え方は  
反対であります。つまり、英国の場合に  
は、輸出が不振のときには、国内の消  
費を抑えることによって輸出をふやし  
ていく、伝統的にそういう政策をやっ  
てきたわけですが、これは事情も  
情も経済発展の段階も違いますが、私  
どもも、私どもがここ数年やっておるこ  
とは、むしろ、国内消費をふやすこと  
によって生産の構造を高めていく、生  
産量をふやすという、端的にそういうこ  
ともなるわけですが、その方が生産性  
がふえるから、それによって  
対外競争力が出る、こういうような考  
え方を基本的にはいたしておりますの  
で、給与水準が上がるということを、  
やはりそれが消費が増大するという意  
味で、どちらかといえば、基本的には  
歓迎すべきことであるというふうにと  
考えているわけですが、一昨年ぐ  
らいから賃金の上昇がどうも生産性  
の上昇を上回ったということがぼつ  
ぼついわれているわけでありませう  
けれども、しかし、そんなことは、上  
がったり下がったり、両方が追っかけ  
たりすることが現われても、それをも  
つてコスト・インフレだというふうな  
この問題には当たりませんので、むし  
ろ、現在のわが国の経済の姿でいえ  
ば、企業の操業度がかくのごとく低  
いのでありますから、これに立ち向か  
うだけの相当量の需要が内外にあって  
それによってより拡大された基礎で経  
済が営まれる、そういう姿が成長のた  
めには必要であるし、また健全であ  
る、基本的にはそういう認識を持って  
おるわけでございます。

○石山委員 このコスト・インフレと

いう問題の取り上げ方を、これはお互  
いが同じ立場に立って検討しないと、  
うんと違ったものになるわけではな  
い。だけれど、僕らまあ一般に言いた  
いことは、今操業が七割とか八割とか  
しかししない。そのしないのは、労働者  
の責任ではないわけだね。それも計算  
の中に入れてくると、賃金は据え置き  
そのままで、これは確かに影響  
してくるわけだね。高い利子をかけて  
莫大な投資をして、それを寝せておく  
わけですから、その計算をしていけ  
ば、確かに賃金の占める地位というも  
のは、利潤から比べれば、これは確か  
に差が詰まってきたおると思う。これ  
は高度成長経済をおやりになった人々  
に一半の責任があるわけですね。だけ  
れど、これはまあ池田さん流に言え  
ば、このことが、翌年、翌々年の発展の基  
礎になるのだというふうな言っている  
から、今下降した線そのものを責めて  
も、来年になれば上がるという自信で  
しゃべっておるのだから、これはどう  
にもならぬと思っておるのですよ。し  
かし、今のようないくつかの激しい  
ときにきて、賃金が高いとか安いとか  
いうことはなかなか論じられない。特  
に高いというところは論じられないと思  
うのです。ですから、企画庁でいろいろ  
おやりになることは、何も私ら否定し  
ておらぬ。いろいろの要素を取り上げ  
てお考えになることはよろしいので  
すが、どうも賃金が物価対策の中心課  
題になりそうであれば、これはやはり私  
は正常な探求方針ではないかと思うの  
です。日本の物価が上がっていくとい  
う要因は、賃金によってなると考える  
ほど簡単なものじゃないのです。それ  
なら賃金を抑えればいいのですよ。賃

金を抑えれば物価が抑えられるかとい  
うと、今の場合そういう過程にない  
と思うのです。それから経済の成長、わ  
れわれが今まで経験しておるのです  
が、少くく刺激されるインフレとい  
うものは、これは生産者がむしろ意  
欲をたくましくするために好んでお  
るのです。ですから、経済がある意  
味で進展している場合には、少ない数  
字のインフレ的要素というものはある  
と考えていいと思う。日本の経済の成  
長を見てきておる。ただ、消費物  
価だけがこう上がっていくところに、  
やはりわれわれとしては悩みがある。  
それが賃金が高いからなどと言われる  
のじゃなおさら困るわけでしょう。消  
費物価が上がるのは、どうも労働者  
としてこれほどつらいことはない。それ  
を経済企画庁では、物価の上がるの  
は、お前たちの賃金が高いから、悪  
循環だというふうな割り切ってお考え  
なられると、私は残念だ。日本の経済  
というものはそういうものではないは  
ずなんです。むしろ、かなり賃金を上  
げて、あなたささきおっしゃったよう  
に、消費を高めてこれを刺激して、  
今半操業をしておる各会社をばフル  
まで持っていくという施策こそ、この  
際とすべきなではないか。賃金値上  
げはいけないうちの要素はどこの  
でもないように思うのですが、どうなん  
でしょう。

○宮澤國務大臣

この二、三年の消費  
者物価の騰貴を、これを賃金が上が  
たからであるというふうには私どもは  
考えておりません。この二、三年の消  
費者物価の上昇については、いろいろ  
は別といたしまして、当面しておる問  
題を考えますと、一つは、サービス料  
金が上がっていくことでありま  
すが、これは人間の労働の対価が正當  
に評価されるということにすぎないと  
思いますから、私ども、この点は何と  
かして防がなければならぬ種類の現  
象であるというふうには考えておりま  
せん。先進国になれば、そういうこと  
は当然にあることであるというふう  
にむしろ考えるわけでございます。残り  
ますのは、あとは生鮮食料品だけにな  
るわけでございます。これは昨年一  
年の物価の値上がりを見ましても、そ  
のうちで、主食以外の食糧の上昇に  
よって生じた部分が実に四割七、八  
分、ほとんど五割近くあるわけござ  
います。ことしの一月にしましても、  
二月にしましても、実に九割一分とか  
九割四分とかいうものが、生鮮食料品  
の値上がりによって生じておるわけ  
でございますから、対策を向けるべき対  
象はきわめてはっきりしておると思  
います。しかも、この数年間、大工業  
製品、大量生産のできるものの価格は  
かなり下がっておるか、あるいは価格  
が同一であれば、内容が向上してお  
るということがありますから、そこらに  
問題のないことも明らかと思えます。  
従って、当面の問題は、生鮮食料品の  
上がりをどうやって防ぐかということ  
に帰着すると思えますが、一般的に、  
賃金が上がったから野菜や魚の消費が  
多くなったというふうなことは、若干  
はございませうけれども、金をもち  
けたから、一本の大根を三本食おうと  
いうようなことではない種類のことで  
ございまして、どうも私はそういう議論  
はできないと思うわけでありませう。こ  
の点は、おそらく、そういうふうにつ

○伊能委員

関連して。後ほどお尋ね  
しようと思つたのですが、ちょうど同  
僚石山委員から、物価と賃金の問題に  
ついていろいろの角度から御質問があ  
りました。ただいま長官は、サービ  
ス業について、自然の傾向として逐次  
上がっていく、また、それが特段に著  
しい上りの傾向でもない、それが直  
ちに賃金の上昇による影響ともい  
えないというふうなお言葉があり、さら  
にまた、物価の問題については、基本  
的な物価政策というものは、統制経済  
でもない、また完全に計画的な経済で  
ない日本においては、そういう明瞭  
な物価政策というものがはたしてあ  
るかどうかにしても、われわれは  
伺つたことではないのですが、今、物  
価の傾向について一部の御見解があり  
ましたから、お尋ねするわけですが、最  
近のサービス業というか、公共事業に  
ついての、たとえば運賃の料金等の問  
題について、一般的な傾向としては、  
逐次上がってきたことは事実であり  
ますが、大体、数年間公益事業である  
という理由でとめられておる。そうす  
ると、他の自由に放任されておる方の物  
価は、今長官のおっしゃったように、  
生鮮食料品のごときは、時期的には非  
常な暴騰を来たしている。こういうも  
のの調整について、一体どう考えてお  
られるのか。お尋ねをする前に、私を

して率直に意見を申し上げさしていただくならば、公共料金というものは、公平に見て、戦後著しく、公正なというか、調和のとれた上昇傾向が抑制されてきたように感ずるわけですね。ということば、現に懸案になって、政府で御検討中の六大都市のバス運賃、これは東京都、その他私営、公営のものも含めてのバス運賃のごときは、長きは十年も上がってないものがある。しかも、その反面において、賃金というものは、やはり民間と公営企業とを比べますと、それぞれ上がる比率は違いますが、相当に上がっている。そうすると、結果としてどういふ問題が起るかとすると、サービスの面で詰められるものを詰めてしまう。そうすると、公共企業としての本来の使命の達成に支障を生じてくるおそれが出てきはないかということをお私に心配している。

さらに一般論として、これは私自身の意見でなく、権威のある一橋大学の中山伊知郎教授などに言わせれば、戦後の日本経済の発展というものは、ある意味においては公共料金の抑制によって、輸送の面で公共料金の価格を抑制することによって、日本経済が著しい伸展を見たといつても過言ではない。極端に言うならば、公共料金の値上げを抑制した犠牲において、日本経済が発展をしたといつても差しつかえない。従つて、これを調和のとれた日本経済というものを組み立てていく上には、ある時期々々には、公共料金というものはおくれながらもならしていつてやらなければ、全体の発展というものは期待することが困難ではないか、こういう意見すらあるわけであり

ます。最近の状況は、今石山委員の質問に対して長官が答えられたサービスクレジットの上昇というものが不当であれば、これは抑制されることは当然であります。逐次サービスクレジットが上っていくし、またそれが上がっていくことについても、決して不感でなく、具体的な御答弁があったのですが、具体的な公共料金、東京都その他の市営の料金と民間の料金とも含めた問題について、その点ではどういふお考えを持っておられるか、お伺いをした上で、さうらにお尋ねをしたい。

宮澤国務大臣 地方公営企業法によりますと、地方団体の持つておりましたバスなどもその一つでございます。その経営は、一方において独立採算制をとるといふ建前であり、他方において従業員給与については、地方公務員の給与と参酌するが、同時に、同種の企業と同種の職種との権衡も考慮しろといふことになっております。それで、六大都市のバスについて検討をいたしてみますと、地方公務員の給与との権衡はかなりよくとれていようでありまして、給与の均衡というものは、少なくとも表面に見る限りはなほ大きくとれておらないと申しますか、かなり高いといふことが申せると思われます。この点は、年令あるいは就業年数等も考慮いたさなければなりませんので、単純に比較をすることはできないと思つて、さういふ傾向がかなり顕著であるといふふうには私も考えておるわけでありませう。しかし、他方で、ただいま伊能委員の御指摘のように、中には十年

間料金を上げなかつたものがある。数年間は少なくとも据え置いておるわけでございますから、現実には給与が高いくらいの給与を削減するということも、もちろんでき得ないことではあります。また、それが将来に向かつて漸増していくであろうということも認めなければならぬと思つて、従つて、数年間それを据え置いておるといふ状態は、概括的に言つて自然な状態ではないといふことは、私もそのように認識をいたします。ところで、他方で、わが国の現在の経済全体の動きを見ますと、先刻石山委員に申し上げましたように、消費者物価といふものは、逐年、しかも月を追つて上がつていくような、非常に憂慮すべき状態にありまして、しかも、その原因といふものもかなり明確である。こういうこととございまして、何とかして消費物価といふものを安定をしたい。原因が明らかにならば、その施策を講ずることによつてこれはなし得ると思つておる。それによつて、消費者が持つておる毎月物価が上がるという不安はない、それが当面私も一番大切だと思つておることなのであります。さういふ時期に、そのことがなされない限り、いわゆる公共料金といふものが時を同じくして上がつてくる。上がらなければならぬ必然性は認めておられますけれども、時間の問題として、同じときにそれが起るといふことは、国民の持つておる不安に拍車をかける心配があるといふように考へるわけでございます。さういふような考へから、六大都市のバスの料金値上げについて

うことを私も申し上げておるわけでありませう。これは全般的な政策的な配慮からくることでありまして、六大都市等のバス料金を上げることがしからべきことであるといふ内在的な理由を、私も否定するといふ考へでおるわけではございません。

伊能委員 お話でよくわかるのですが、そうすると、私は前にさかのぼつて申し上げ、お尋ねしなければならぬことは、すでに国鉄の運賃が最近に値上げをされてから二年も経過しておる。昨年問題になつた地方鉄道の運賃並びにバス運賃も、同時にさういふ問題が提起されておる。さういふ際には、私も私としては、総合的に公共料金といふものを政府としては全体として見て、その上で適当な措置をとるべきだと思つておる。一つ一つ各個ばらばらにお取り上げになる傾向があることを、従来実際として私も経験をしてきた。さういふところから、今最後にお話になつたような問題が起つてしまふといふことを私は非常に残念に思つておる。一昨年当時においては、物価の問題等についても、心理的にはいろいろな問題もあろうかと思つておる。生鮮食料品とかいろいろなものも今日問題になつておる。さういふ際に、総合的に公共料金といふものを取り上げないで、さうして一つ一つ各個ばらばらに取り上げるといふ結果をもたらす、過去においてもしばしば、行政の失態とは私も申し上げませんが、取り扱ひ方についての欠陥があつたのじゃないか。さういふ点は、今後、物価安定の調整機関としての主務官庁である経済企画庁においては、

特に御留意を願ひたい。たとへば公営のバス料金あるいは軌道の料金についても、政府はさういふことを一般に示した。世論の指示があることが前提であるといふのです。従つて、民間の交通機関と違つて、公共の交通機関については、まずその地域々々の世論の支持を得ることが一番重要だといふことで、それぞれの地域の町村会、市会、都議会においてこれを付議して、全体として了承を得て、都議会、市議会等の議決を得たものがすでに政府に出されておる。それは政府の当初の方針であつた。ところが、さういふものが得られても、また一年以上もほうっておかれ、その間に物価が新しい状況において値上がりするといふことになると、そこで、悪循環になる。かたがた、ただいま御指摘のように、公営企業における職員の賃金といふものが、民間のものに比べて高い。これは私もよく知つております。歴史的にもよく知つており、現に東京都が一番大きな問題になつておる。三十年ばかり前、御承知のように、非常に他の一般の民間の交通機関に比して賃金が高かつたから、あの当時全面解雇をやつて、ストライキまでやつた上で、二年たつて採用をし直して、さうして三十年たつと、やはり他の民間のものに比べれば高いという状況にある。これはもちろん官民を問はず、それぞれの機関の経営の実情あるいは給与の状況によつても違つておるわけですが、いわゆるセニオリティ・システムなりもしくは企業の実態からいつて、民間ではプロモーションのシステムが公営とはかなり違つておる。単に勤続年数とい

うことを私も申し上げておるわけでありませう。これは全般的な政策的な配慮からくることでありまして、六大都市等のバス料金を上げることがしからべきことであるといふ内在的な理由を、私も否定するといふ考へでおるわけではございません。

うだけでなく、民営の大きな交通事業では、トラック、バス、タクシーといったようなものを総合的に経営しており、プロモーション・システムはそれによって違ふから、同じ年限の者でも監督的な仕事の方へいく割合は多いわけですが、そういうようなことから、長い間同じ仕事にいれば、どうしても賃金がそれだけ高くなっていくわけですが、逆に今度は、そういう原因で民営よりも高いから、どうもこういう時期に上げることは他の物価に影響する、そういうことだけで政策的にこの問題を取り扱われることは、賃金については石山委員からいろいろ御議論が出ましたが、われわれは別な観点から見ても、こういう取り上げ方で公営の交通事業のサービスが低下する結果になることは、これを利用する市民、都民あるいは町村民にとっても決して有利な態勢ではないので、今後はこういうものについては常に全体的な見地から見ていた方がいい。一つの当面の現象をとらえて、それによって、これを今上げると心理的にさらに物価を上げることになり、大きな影響を与えるからというように、大きな藉口として、長い間そういうものをとどめるということはどうも適当でない。一方かたがた、さいせん長官の仰せのように、給与水準の引き上げというものは、政府においては、一般地方公務員との関連、同時に民間との関連を見ましようが、しかし、地方の事情としては、一般公務員が上げれば、交通関係の地方公務員だって、必然的に國家公務員のペースアップに順応して上がるというところで、独立採算制といつても特別な待遇をするということとは私は非常に困難だと思ふ。し

かも、さらに極端に言うならば、政府のこの問題についての政策が一貫性を欠いておる。自治省のとき政府の一角においては、明らかに公営事業で赤字が出る。全國で公営の交通事業で赤字を出していないのは名古屋だけであるのが、その名古屋も現状においては赤字を出そうとしておる。せんだってまでは札幌の市の交通事業というものはどうやらとんとんでいったが、最近では赤字になってしまった。そういう状況であるにもかかわらず、赤字を承知で、政府の一角では公営事業を奨励するような指示を出しておる。こういうことではどうも全体が一貫しない。この辺のところは、物価安定の主務官庁である経済企画庁において、全体が公平な扱いを受けるようにという措置は、物価の問題と同時に給与、賃金の問題、さらにサービス料金等の問題についてお考えをいただくのが、この際一番大切なことの一つではないか、こう思いますので、さらにこれらの点についての長官の御意見を伺いたい、こう思います。

○宮澤國務大臣 昨年私鉄の料金の値上げをいたしましたときに、もうすでに六大都市のバスの問題は確かにあったわけでございます。そのときに一緒に処置をすべかりしものではないかとこの当時、これらの公営バスと競争関係にありますが、このバスの経営状態を見ましたところが、必ずしも経営状態が悪くございませんでした。片一方は税金を納めておる。片一方は税金を納めておらない。しかし、その反面で、片方は不経済路線も走らなければならぬというハンディキャップはあるわけでございますが、民間の企業が非常に経営が悪くなっておるといふほどの資料が出て参らなかつたわけでございます。従つて、やはり競争路線にありますれば、片一方が上がらない限り、片一方も上げ得ないという関係にあらうであらうと思つたのであります。昨今は競争路線であるところの民間企業も、相当な苦痛を訴えてこられるような情勢であります。御指摘のように、これらの問題を一括してやはり処理をしなければならぬ、仰せの点は私もそう思ふ。そうなければならぬと考へておりますが、昨年の事情はそのような事情であつたかと思つたので、たゞいま伊能委員がお触れになりましたように、もし事実問題として、交通関係の従業者について、その給与を一般公計の地方公務員とほとんど同等に扱わなければならないということが現実であるといふことならば、私はほほそれが現実であると思ふますが、そういったならば、他方で、独立採算制といふものをとつていくことがはたして可能であるかという問題があるわけでありま。利用者側から申せば、バスを利用する人々も、これは生活保護を受けておる人たちもございませぬ、いろいろな人があつたと思うわけでございますから、六大都市のような大きな財政規模を持つておる地方が、はたして交通公計の赤字をすべて交通公計の中で処理しなければならぬものであるのか、あるいは都民、市民等の一部負担において、租税等の収入において一部は肩がわりをしてやるべきものであるのか、その

辺にも問題があるのではないかということをお考へておるのであります。が、いづれにいたしましても、たゞいま伊能委員の御指摘の点はまことに、私もつとだと思つたので、今後そういうことを考へながら施策をやつて参りたいと思つたのであります。

○石山委員 私は、長官、今みたいなときはむしろ物の値段が下がるというのが、自由主義経済としてほんとうの姿のように思われま。ほんとうからいへば、値段が下がらなければならぬでしょう。その要因の一つとしては、背伸びをしてつまずいて立っている。やはり安定の方法としては、急速に安定させません。これは皆さんが何ぼ物価安定などと言つたつて、ここ二、三年はどんなことをしても日本の経済は安定してございませぬ。それはつま先で伸び切つているからで、これを安定させるには、思い切つたデフレ政策をとれば安定するかもしれないけれども、それが世論は承知しなれぬけれども、ですから、なしくずしの安定策だと思ふのです。だから、非常にいろいろな矛盾が起きてくるのですが、伊能委員が言うようなこともその矛盾の一つの現われだといつておりました。たゞ、私どもの困るのは、せめて消費物価をそんなに要求してははいけませんよ、と言つても、不安なものですか、要求せざるを得ない。けさもラジオがやつたのですが、質の変化で消費物価が高くなつた。前にイワシを食つた人がタイを食うからという言葉があつた。けさのラジオはそうじゃなかつた。大根の話でした。前に二十五円だったものが二十八円に上がったとい

う話でした。これは同じものだ。それから庶民階級の食べるものは、菜っぱや大根はそんなに変化はしません。大根を食う人は大根、ニンジン食う人はニンジンなんだから、内容としてはそう変わらない。魚の方は変わるかもしれないけれども、一般に賃金を論ずるならば、消費物価を安定させ、安定しないというのが私の意見でしたが、ですから、賃上げの場合には、そういう不安の要素がかなりはさまつておると思う。それから業者の、つまり、伊能委員の言われるような業者の中にも、政府の安定政策というものに信頼がおけない。だから、われ勝ちに少しでも早く、赤字の到来することがわかるわけですから、一日も早く赤字の処理をやつてしまいたいという意見も出ると私は思ふ。政府としては、安定させるということ、今すぐといつても不可能だ。不可能だけれども、なしくずしでやつていこうとしておるのです。皆さんの方では、物価引き下げよりも、物価を少しづつ上げながら安定するというやり方でしょうか、経済はこれ以上伸びないのだという仮定を立てれば、これはどうしてもデフレ政策をとらざるを得ないと思つたのですが、まだ伸びるから、物価も上がつていってやむを得ないのだ。私はそういうふうに見ておるので、経済が伸びるから、物価が上がるのはやむを得ないのだ、こういう腹じやないですか。

○宮澤國務大臣 大量生産の可能な製品、それが耐久消費財などを含まれました工業製品であります、これにつきましては、逐年価格が確かに下がってきたか、あるいは価格が同一である

とすれば、内容的には相当向上したというところでありますから、下がってきおるといふふうな考えておられます。また、一般的な御売物価についてもそのようであると思つておりますが、問題は、先ほど申し上げましたような特殊な生鮮食料品に問題があるのであらうと思つております。この点は、先刻申し上げましたことを繰り返すようであり

ますが、やはり需要の変化というものに供給面がすぐに対処していけないというところに、基本的な原因があると思つております。さらにもう一つは、業としての農業というものが、その間に原価計算に入ってくるところの人間の労働力、これがサービスクレジットの上りによってより高く評価されるようになる、この部分だけはやむを得ないと私は思つておられます。しかし、もつと供給をふやすというところは可能でありますし、また国としても、出荷、流通、貯蔵、配給等にさらに配慮を加える余地があるわけでございますから、生鮮食料品だからといって、どんどん上がつていってしまふ方がないのだという種類のものではないと思つておられます。そういうふうな考へますと、サービスクレジットの上り、人間の労働の対価が上がるというところは認めるといたしまして、それ以外の、ことに工業製品などについては、これから上がつていくというところは、私どもそれが自然の姿だといふふうには考へません。若干は物価が上がつてもいいから、経済が成長していく方がいいのだ、経済が成長することはいいことであるが、その間物価が上がつていくというところは容認するのだといふような考へ方ではございません。ただ、

もし今の姿で、わが国の経済が拡大再生産でなく、単純再生産の姿になれば、これは新たな投資意欲というものは起こらないわけでございますから、そこで均衡すると思つておられます。ところが、拡大再生産にはやはり進んでいってほしい、こういうふうには考へておられます。

○石山委員 私、経済にはしろうとですけれども、日本の経済の首脳部は、冷静なる数字よりも、勘でいろいろなお仕事をなさつたと思つておられます。その勘をまた池田内閣はおつて、高度経済成長というふうなふれ込みでやつたと思つておられます。われわれしろうとでさうも、そんなことをやっちゃあぶないぞと言つたんですよ。今にひどい目にあつたと言つていた通りにやつちやつたわけですが、この勘を皆さんの方では抑制できなかった。勘と意欲ですね。人よりもおれの方はよけいづくつてもうけてやる、その意欲を抑えることができなかった。今度おつくりになるこの委員会ですか、国民所得勘定何とかいふ、私はこれは賛成なんです。なぜかといふと、数字を持たないでやみくもに走つて歩く経済界よりも、やはり一定の正しい数字を見つめながら——われわれがあまり理屈を言つと、また官僚統制だの、経済統制だの、社会主義経済だの、何のかんの、いろんなことを言うけれども、もうそういう時代は過ぎたと思つておられます。数字を持たないで、もうけたいという意欲だけでやつていく、今まではそれでよかつたと思つておられます。しかし、ヨーロッパの経済、アメリカの経済を見ても、一人抜けがけの功名をというふうな時代は過ぎた。それからもう一つ、これは難題

「世界」にも出ておつて、東京銀行の頭取さんなども言つておられるのですが、防衛費がだんだんかさんできておられる。そういうネックが現われてきておられる。しょう。だから、よほど上手に日本の持つておられる資源というものを、金といふ言葉が今何ほど求められる時期はないと思つておられます。今までは力でもんどのやうな。それぞれの能力、金のあつた。それでばらばらに伸びちやつた。それを何とかして、伸びたまの格好を結ばなければいかぬわけでしょう。

めいめい勝手に伸びたやつを結ばなければならぬ。結ぶためには、いろいろな知恵をお互いに働かせて、うまく結びあつていこう。それがさうでなく、だめだからといふって戦線を縮小して結ぶのではなく、扇に結ぶ、伸びていったのを近く結ぶ、簡単に言へば、そういう結び方もある。デフレ政策をとるといふけれども、そういう結び方をしたのでは、今までの努力はほんとうにもつたないなかつた、精神教育みたいな、ああいうことをやるべきでなかつたといふぐらゐのことになつちやう。そういうことを十分お考え願つた。あれもいけない、これもいけないといふふうなやり方ではなかつたはずなんです。今回も、私は、やっぱりそういうふうな意味で、そつち向きになつて話したのですが、賃金といふふうな問題も、そこに中心を置かないで、金をやらなければ使えないのだし、使えなければ物価が安定するだらう、こんなばかんな政治というものはだれでもやれるんだ。それは明治末葉、

大正初期くらいのもの考へ方、政治のやり方だと思つておられます。そういうことではないように、一つ工夫していただきたいと思つておられます。

この法案自体については賛成でございますけれども、そのやり方について一言だけ申し上げたい点は、御指名になり委嘱される先生方がみんな有名入でございます。変わればえがしないといふ仕事はたくさんやつておられる。まあよくやるもんだと思つておられるけれども、今度御指名委嘱される先生方も、大体われわれの覚えておられるやうな人がまた上がつてくるのじゃないかと思つておられます。なるべくさうでなくして、この統計の場合は特に新しい分野の開拓になると思つておられます。政府がせつかく新しいことをおやりになるのですから、その部分の若い先生方をこの機会に育てる意味でも、在来の考へ方委員を委嘱なさらないやうに工夫をこらしたらどんなものか。統計の学者は偉い学者がいますので、すぐわれわれもわかるわけなんです。そういう人ももちろんよろしいのでございますけれども、最近いろいろな部門で、新しい傾向で統計学を見ておられる少壮の先生たちがたくさんおられるのでございませうから、そういう人たちも登用してみたらどうかと思つておられます。どうですか。

そのためには、やはり最初に申し上げましたように、国民消費というものは経済を大きくする基本であります。まずその割合が大きくなつていくと思つておられます。そういう意味では、給与というものはだんだん上がつていくことが好ましい、政策からもさうに考へるわけでございます。

それから国民経済計算審議会でございますが、御指摘の点は十分留意をいたしております。やはりまとめていただくためには、何人かの経験、学識等著名な方を必要といたしますけれども、この審議会の仕事は、相当煩瑣なかつた務にわたることでございますから、お名前だけを出していただくというわけに参りませぬ。そういう必要もございませぬから、少壮の、実際に意見をもち、仕事をしつて下さる方に、できるだけ委員になつていただきたいと思つておられます。御指摘の点は、人選をいたしますときに十分注意をいたします。



対策連絡協議会を新設するということ  
でございしますが、この文面だけでは  
内容的にわかりませんが、その構想  
の外郭を御説明いただいで、そうして  
次の質問に移りたいと思ひます。

○廣瀨(正)政府委員 石炭対策につ  
きましては、臨時石炭対策本部と石炭  
対策連絡協議会を新しく設置するとい  
うことになっておるわけでございます  
が、対策本部につきましては、福岡に  
置くようにいたしておるわけござい  
まして、福岡には石炭対策についての  
各官庁の現地の機関があるわけござ  
いますけれども、この連絡を最も緊密  
にいたしまして、石炭対策の事務の処  
理を敏速にしかも効率的にいたしたい  
ということで、出先官庁の連絡機関と  
いたしまして、そのような本部を置く  
わけでございます。そうして窓口が一  
本になるわけでございますから、利用  
者の側におきまして、一本の窓口を  
通じまして最も利便に利用ができる  
ということになるわけでございます。

つまり、石炭対策の閣僚懇談会に参  
加いたしておる大臣を持っておりませ  
る所の出先の関係の機関を一本にいた  
しまして、連絡をうまうまにするため  
につくりました機関が本部でございます  
。しかし、役所だけの連携ではス  
ムーズに仕事を参らない面があるわけ  
でございますから、これに関係のあり  
ます民間の機関と申しますか、石炭関  
係の四つの事業所あるいは金融機関が  
あるわけございまして、国民金融公  
庫あるいは中小企業金融公庫、商工中  
金の金融機関、それから地元との関係  
の金融機関、それから福岡県、熊  
木県、佐賀県、長崎県というような関

係の地方機関、こういうようなものと  
協議を進めて参りまして、うまうま石炭  
対策を推進していきたいということ  
で、連絡協議会というものをつくろう  
としておるわけでございます。

○田口(誠)委員 それで、この臨時石  
炭対策本部というのは、先般来問題に  
なっております解決をいたしまし  
た、おもに九州、北海道の炭鉱の問題  
を考えられての本部であるか、その  
他の地域にありません炭鉱も含まれた本部  
であるか、この点が、その提案書の  
内容を見ますと、それぞれ地名が書い  
てありますので、何かそれに偏したよ  
うな感じもいたしますので、通産省と  
してのお考え方はどういってお考え方  
であるか、この点も一つ明らかにして  
おいていただきたいと思ひます。

○廣瀨(正)政府委員 対策本部は、九  
州だけの炭鉱に対する石炭対策の推進  
の機関でございます。

○田口(誠)委員 本部の構成はどんな  
範囲でございしますか。

○渡邊政府委員 臨時石炭対策本部の  
構成でございしますが、専任を三名置き  
まして、そうして関係各省から業務の  
者のお力を受けたいというふうに考  
えておるわけでございます。労働省、大  
蔵省、建設省、運輸省、郵政省、自治  
省等から業務の者、そして福岡の通産  
局が全面的に臨時石炭対策本部の事務  
に協力いたしまして、できるだけ簡素  
な、しかも強力な機構で問題を処理し  
たいというふうに考えているわけござ  
います。

○田口(誠)委員 石炭対策連絡協議会  
の構成メンバーですが、これもどうい  
うところからとられるのか、単なる学  
識経験者という面からだけで構成され

るのか、炭鉱の労働者なり経営者な  
り、あるいはその土地の自治体なり、  
そういうものを含めて構成されるの  
か、その点を少しはつきりしておい  
ていただきたいと思ひます。

○渡邊政府委員 協議会は、臨時石炭  
対策本部長、本部の部長、福岡通産局  
の石炭部長、鉱山部長が出席しますほ  
か、委員として次のような機関の九州  
における代表の方に御協力をお願いし  
たいというふうに考えております。ま  
ず石炭関係の事業団といたしまして、  
石炭鉱業合理化事業団、産炭地域振興  
事業団、雇用促進事業団、鉱害復旧事  
業団等でございます。次に金融機関の  
関係といたしまして、開発銀行、中小  
公庫、商工中金、国民金融公庫等の代  
表の方の御協力をお願いいたしたい  
と思ひます。なお、地方公共団体の関係  
といたしましては、北九州産炭地域の  
各県及び主要なる市町村等の関係の方  
にも随時御協力をお願いしたいと思  
っております。

○田口(誠)委員 炭鉱の労働者の代表  
というものは入らないのですか。

○渡邊政府委員 ただいま御説明申し  
上げましたように、特に学識経験者等  
の意見を聞くという機関としてより  
も、むしろ実施にあたりまして実施に  
関係のある各機関の代表者のお集まり  
を願つて、この実施事務を円滑にし  
ていきたいという趣旨でございます。従  
いまして、学識経験者あるいは経営者  
または労働者の代表というものをこの  
メンバーとしては考えておらないので  
ございしますが、労働者の意見は合理化審  
議会、産炭地域審議会等で十分拝聴を  
いたしまして、この連絡協議会には当  
然反映をして問題の処理をしていき

いということを考えております。

○田口(誠)委員 本部と連絡協議会と  
の関係でございしますが、連絡協議会  
でいろいろ結論を出されたことを参考  
に、通産省としてそれぞれ諸施策を講  
ぜられると思つておりますが、それで、対  
策本部というものは、やはり直接にはあ  
まり関係を持たないのか、対策本部と  
しても、この協議会の中へ入っていつ  
て、そして全般に対するとするの必要  
事項を協議して結論を出すのか、この  
辺のところを明確にさせていただきたい  
と思ひます。

○渡邊政府委員 臨時石炭対策本部と  
協議会とは、ただいま御指摘のございま  
すように、当然密接な関連を持ちまし  
て、石炭対策連絡協議会の原務は臨時  
石炭対策本部で行なうようにいたして  
参ります。同時に、協議会には臨時石  
炭対策本部長及び本部員は常時出席い  
たしまして、その間の連絡に遺漏のな  
いようにして参りたいというふうに考  
えておるわけでございます。

○田口(誠)委員 これは必要なことで  
あろうと思つておりますが、私に突っ込ん  
で聞きするのですが、従来、協議会とか  
審議会とかいろいろのは、非常にたくさん  
できておられますけれども、その中には  
有名無実なものも——大半が有名無実  
になっておるわけです。真剣に国会で  
取り組んだ石炭対策に対するところの  
協議会でありまして、有名無実と思  
うようなことには絶対にならぬと思  
ひますけれども、しかし、これは毎月  
持つとか、あるいは三カ月に一回持つ  
とか、周に一回持つとかいうような  
何か運営要綱ができておると思つて  
すが、こういうものなしに、適宜に適

切にというような考え方でこの協議会  
を持つていたしますと、やはりその  
他の審議会なり協議会と同じような結  
果を生むであろうということが心配な  
もので、そうして運営要綱というよう  
なものを、できておれば一つ、その内容  
の全部でなくてもよろしいけれども、  
必要な箇所だけ発表しておいていただ  
きたいと思つて。

○渡邊政府委員 ただいま御指摘の点  
でございしますが、御承知のように、炭  
鉱の調査団の答申にもございします問題  
が山積しておるわけでございます。ま  
ず、連絡協議会もできるだけひんぱん  
に開催しまして、問題を処理していく  
わけでありまして、問題の処理のた  
り、正式の会議といひますか、これは  
少なくとも毎月一回、その正式の会議  
の準備としまして、個々の問題を処理  
するための会議は、もう非常にひんぱ  
んに開くことになろうと思ひます。こ  
れは、石炭問題が御承知のような非常  
に大事な段階でございしますから、有名  
無実になるようなことはもちろんない  
ようにいたしますが、非常にひんぱん  
に、また敏速に問題を解決しますよう  
に、運用には十分気をつけて参りたい  
と思つております。

○田口(誠)委員 この連絡協議会とい  
うのは、およそ何年間という期限が別  
にございせんが、本部の方は臨時と  
いうことになっております。それから  
審議会なり協議会が提案される場合に  
は、二年間とか三年間というよう  
な期限があるわけなんです、この石炭  
対策連絡協議会の場合には、全然そ  
ういう期限が提案の内容に入っていない  
と思ひます。

○渡邊政府委員 石炭対策本部も石炭対策連絡協議会も五年間でございませう。正確に申し上げますと、四十三年の三月末までということでお願ひしておるわけでございます。

○田口(誠)委員 名称をそうごたごた言うつもりもございませんが、臨時石炭対策本部というのと、全く臨時のような感じがするのです。それで、五六年という一つの目標期限があれば、一応こういう期限を明確にされておくべきであろうと思ひます。しかし、問題が問題であるから、目標は五年であるけれども、五年より長くなるというようなこともあり得るといふ考え方から、臨時という名称をおつけになったのなら、これは私はいと思ひますけれども、五年間という一つの目標があるのに、全く臨時というようないわゆる常識でいう臨時対策というようないことになりまして、これは何だかあまり力が入っておられないような感じを受けるわけなんです。石炭の問題だけは、これは政府もそうでございますし、与野党ともに真剣に取り組んで、長時間をかけて審議をし、結論を出したものでございますから、おそらく本部のいろいろなお仕事も、それから連絡協議会の仕事もきわめて重要であろうと思ひますし、やはり一つの目標を立ててやらなければならぬと思ひますが、そういう点から、私は何だかあまり重要視されていないような感じが、この名称からも出てきていると思ひます。そういう点についての補足的な説明がございませうれば、一つ承つておいて、こういう重要なものであるという認識を、私どももやはりここでははっきりと聞いておきたいと思ひます。

〔委員長退席、内藤委員長代理着席〕

○渡邊政府委員 ただいま御指摘の名称の点及び重要度の認識の問題でございますが、臨時石炭対策本部、臨時という名称は、私どもの考え方は、石炭問題を何とか早く解決して安定させたい、目標を五年間ということですが、五年間にもあるわけでございますが、五年間に何とか石炭産業を安定させたいという強い意欲が、この臨時という言葉で表現されておるといふふうに考えておるわけでございます。

石炭対策協議会の方は、名称の点、確かに御指摘のように、両方正仄が合わないではないかという問題があると思ひますが、これは、炭鉱調査団の答申が、臨時石炭対策本部及び石炭対策協議会という答申がございましたので、それを忠実に反映しまして、こういう案を提案申し上げたわけでございます。

○田口(誠)委員 そこで、るる御説明をいたしておるわけなんです、当面取りかかる仕事としては、順序といえば、こういう問題は語弊があるかも知れませんが、当面今取りかかる問題としては、何に取り組むということですか、本部として。

○渡邊政府委員 当面とりあえず着手する問題といたしましては、産炭地域振興の問題、産炭地におきます石炭問題、特に閉山、合理化整備を行ないます際にとりまします雇用対策、鉱害対策等の問題を、現地の実情に即して円滑に解決して参りたい。ただいま申し上げたような問題が、対策本部及び協議会等の当面の着手する問題にならうかと思ひます。

○田口(誠)委員 大臣がお見えになりましたので、ここではっきりと確認をしておきたいと思ひますが、先般国会を通過いたしました石炭対策のあの内容に即して、あれを推進するために、やはり今の本部を設け、あるいは連絡協議会をいろいろと検討をして成果をあげる、こういうことに全くほかならないものであるかどうか、これは横道されると困りますので、その点、大臣の方から明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○福田国務大臣 ただいまの御質問でございますが、今仰せになった通り、今度法案が通過いたしました、まだまだ法案はほかに引き続き出しておるものでございます。これらの諸法案の円滑な実施ということが目的でございます。特に筑豊地区を取り上げたのは、何といつてもあそこに問題が多いからということ、これは田口先生もおわかりの通りだと思ひます。それにまた、石炭対策本部をつくりました意味は、やはり出先々々におきまして、労働省関係にしまして、あるいは自治省にしまして、あるいはその他の財務の関係にいたしまして、いろいろ出先機関があります。出先機関同士で、一べん雇用の関係などで相談してみても、これは本省に持つていってはどうだろう、持つていかぬでもできるんじゃないかというような問題もあるかもしれない。また、本省に持つていく前に一応話をつけて、大体これでこちらとしてはまとまったということになると、本省にきてからの話も割合に順調に進みやすい。それから、たとえば通産省の本省でこういうようにしたと思ひますと、労働省にしても、あるいは

はその他の役所にしても、関係省にみんな通産省から話を持つていく。そうするとまた、労働省の方も出先の機関に、これは一体どうだろう、いか悪いかというようなことを聞きにいきますと、事務が非常に長く時間を要するということになって、緊急に問題を処理しなければならぬ重要問題の処理が非常にやりにくいとか、おくれるおそれがある。そういう意味からいへば、どうしてもやはり石炭対策本部というものをつくつて、産炭地振興の問題でも雇用対策の問題でもどんでん処理し得るような仕組みにしたいというのが、われわれがお願いをしておる趣旨でございます。連絡協議会の方も同じでございます。やはりその地域における関係の人が集まって、実態に即した意見を一応考えていただく、こういうことにはいたしません。それが非常にいい。政府関係以外のものも含めて十分その効果を上げるには、そういうものをつくつておいていただいて、適切にお集まりをいただいて、お話をさせていただく方がいい、こういう意味合いから、実はこの連絡協議会を設けることにいたしましたわけでありませう。これはほんとうを言へば、できれば全国の産炭地はどこにでもつくつた方がよろしいのでございますが、しかし、何といつても一番の中心地が筑豊であるという意味で、まずここに一つつくつていただくようにお願いをいたしましたわけでございます。よそを無視するとか、よそはどうでもいいというような考えではありませぬ。従ひまして、名前ではできなくても、たとえば北海道な北海道の局長は、これに準じて、官制はないまでも、こういうような考え

方、やはり人に集まっていたらいい、相談をし、また連絡もとる、こういうふうなやり方で行政の指導をしてよろしい、こういう考え方を持つておるわけでございます。

○田口(誠)委員 この法案が通りませうれば、すぐ作業にかかるということになるのですが、おそらく石炭対策本部の人選は構想にあると思ひます。協議会の委員の候補は、先ほどは、地域からあるいは自治体からいろいろ出てもらう場所をお聞きをしたわけなんです、大体その委員の構想はもうお持ちになつておられるかどうか、この点をお聞きしておきたいと思ひます。

○渡邊政府委員 連絡協議会の構成は先ほど申し上げましたが、金融機関について申し上げますと、九州地区の支店長、関係事業団は九州地区の支店長等、先ほど申し上げましたような機関の長で構成していただきたいというように考えております。

○田中(誠)委員 ただいま大臣の方からは、とりあえずこの提案されておる地区を対象に、この本部で相談し、あるいは協議会で検討するのであるけれども、全国至るところに石炭の山があるわけなんです、そういうものもやはり頭の中に入れていろいろと検討をするんだというふうな意味のことをおっしゃつたように受け取つておるわけなんです。ただ、今いろいろと問題になつておりますことは、石炭でなしに、亜炭業者が非常に不況になつておるわけなんです。従つて、この亜炭の山も、十分なる災害対策の施設ができておらぬために、山が埋まって負傷人なりあるいは犠牲者を出すということが年々相当にあるわけなんです、

こういうものもやはり通産省の方ではあわせて考えていただいてあろうと思ふのです。従つて、ただいまの連絡協議会は、主としてこの法案に規定されておる地域が対象であるけれども、そうした面についても頭の中に入れて、そうして議案に乗せる場合もあり得るといふように考えておるわけですが、もし違つておれば、そのようにお答えいただければよろしうございませし、もし他のものが対象にならないとするならば、他の山はどうするのかと出でておるわけなんです。この点について一つ御意見を承りたいと思ひます。

○**福田国務大臣** 私が先ほど申し上げましたのは、今度のこの協議会その他は筑豊地区につくりまして、その地域の問題を処理するわけです。あなたから、それでは北海道はどうするのだというふうな御質問があるのを先回りしてお答えしてしまつたやうなわけなんです。北海道とかあるいは茨城というふうな方面にもあるがどうかというやうなことも考えまして、その場合には、それぞれその局が中心になつてこの問題を処理していきたいというところを申し上げたつもりでございませし。そこで、ただいま並炭の問題が出たのでございませし、亜炭の問題もなかなか問題であります。特に私の承知しておるなかには、中部地区を中心にしてなかなかな問題もあるわけでございませし。これはうちの通産局がそれぞれ各地に置いてございませし、名古屋にも通産局がありまして、名古屋の通産局長から、私、実はこの前行つたとき二度ばかりお伺ひしてございませし

が、そのたびに亜炭業者の問題についていろいろ話を聞いてございませし。そしてこれは通産局としてのやはり一つの重要な問題として、本庁としては、その問題についてもいろいろの施策を十分研究して、適切な方法があればやるといふことを考えて参りたいと思ふのでございませし、直接石炭と関連しては、ございませしけれども、十分この問題もわれわれとしては処置して参りたい、こう思つておるわけでありませし。

○**山内委員** 関連して、私、ちよつと今の質問と答弁の間で、若干掘り下げたお聞きしておく必要を感じませし。この設置法は、ほんとうは一口も早く通してあげたいという気持はあるわけだ。そこで、ちよつと時間の節約の意味で、一つお聞きしたいのです。

この臨時対策本部、協議会を設けるに至つた基礎になつておられます調査団の答申というものを、実は私は目を通しておるわけだ。ところが、この調査団の答申に基づきますと、そう通産省、大臣のお考えになるやうな軽微な意味でこの本部や協議会をつくらうと、この文章からくみ取れないわけだ。ちよつと読んでみますと、この「臨時石炭対策本部の設置」といふ項に、「石炭問題、特に、企業が閉山および合理化整備を行なう際生ずる雇用対策、鉱害対策、産炭地域振興対策その他の諸問題を現地の実情に即して、迅速かつ適確に処理し、具体的、計画的な石炭対策を円滑に行なうて行くため、当九州に臨時石炭対策本部をおく。」私、これはどういふことを考えているか、短い文章でありますからわかりませしけれども、この

あげられてある個条項目といふものは非常に広範なものです。そして深いものでも、ところが、今そちらの御答弁によりませし、本部は三名で構成する。なるほど、そのほかの関係機関との協力を求めながら、三名でやる。三名といふこの本部の構成は、この会議をべん開くための招集の事務的なものよりできないか。毎月協議会を開けるかできないか。毎月協議会を開きたい、あるいは本部との連絡もつきたいといふのであつたら、三名でもつてやるといふなら、事務的な処理もできないやありませんか。そういう意味で、はたしてこれは親身にこの調査団の答申通りおやりになるつもりなのか、こういう答申を得たものをやらないうわけにいかない前後の関係から、形式的に置いたのか、私はそういう疑義を持たざるを得ないのです。もう一べん大臣の御答弁を願ひたい。

○**福田国務大臣** 今三名とおっしゃつたのは、専任職員を三名置くといふことについて、その程度ではという御質問かと存するわけですが、御承知のやうに、専任を置いたならば専任だけしか仕事をさせないかというところ、ういふわけはございませし。特に私、今度局長が赴任するときは、この間更迭のときも言ったのでありませし、九州は石炭は非常に重要である、従つて、重点をここに置いて、君はこの問題を処理する覚悟でなければいけないうこと、特に申し添えておつたくらいでありませし、従つて、通産局の中において、私は必要があれば必要があればといふのはあるいは言葉が足りないかもしれませし、必要に応じて十分それに見合うだけの

人を、ほかを少し割愛しても、そこへ人を集めてやつてくれると私は思う。ただ、問題は、こういうふうな三名とかなんとかいふのは、御承知のやうに、定員をふやすといふことは大へんな問題でございませし、あまり人をふやさないといふこと、つまり折衝等もいたしておるわけだ、そこで、一応この程度にいたしたわけでありませし、われわれとしては、実際の実務に当たつた場合には、もつとこれを充実して、今調査団が言つておられるやうな重要な問題を迅速に処理するやうに、監督といひませし、かやうに考へておるわけはございませし。

○**山内委員** そういふことであつたら、これは出先の通産局長に責任を持たせてやられた方が、私はいいと思ふ。かえつて、本省の直接の付属機関として、大臣が直接責任を負わなければならぬ。しかし、実際は九州でこの仕事をやるわけだ。その辺の調整といふものは、私はどうもちよつと理解できないのですが、この点についてお伺ひしたい。

○**福田国務大臣** 事務の方から御説明が十分いっておられないかと思ふのでありませし、通産局長が本部長になるわけはございませし。従ひませし、私は、今仰せになつたやうな不便はなからうかと思つておるのでございませし。

○**山内委員** 通産局長が本部長になるといふことは、それはさつきもお話があつて、私も知つておるわけだ。しかし、この三名といふものは、本省に置く人か、向こうへ配置する人か、それとして向こうの機関として、局長が本部長をやつたからと

いつても向こうの機関でなくていい、これは大臣の直屬の付属機関になるわけだ。局長に責任を持たして、局長の権限で、向こうにやつた方が、かえつて人員の融通といひませし、使ひ方でも何でもできるけれども、これは、本部長はこの本部の会議に出席するだけの本部長でしよう、そして議長を務めるといふことなだらうと思ふ。そして、その事務的なもの定員として三名配置しただけでは、かえつて局長の権限といふものをとつてしまふやうな印象を私は受けるわけだ。その辺の説明をもう少し、大臣直接の答弁でなくてけつこうです。

○**福田国務大臣** 考え方の問題でございませし、私からお話いたします。その場合におきまして、確かに通産局長が本部長を兼ねますが、出先機関の長はそこへ入つてくるわけだ。そこで、そういうふうに入つてくる理由は、通産局長だけで一応立案いたしますと、よその省に關係があることでも、行政の建前上、そこでは一応相談はしないことになつておる。そうすると、通産局長から今度私のところへ来ます。石炭局から今度私のところへ上がつてきて、そして、それはそれ

いは自治省と協議したらよからうといふこと、また自治省へ行く、労働省へ行く、労働省は、また現地の労働省の出先機関へ出て、どうなつたやうなつたといひませし、いわゆる迅速に問題の処理ができないのではなからうか。そこで、そういうやうな場合におきまして、出先で一応そういう協

議機関をつくって、これは協議機関で話がついておきますという事で、今度は通産省の方へ上がって、そのことを連絡することによって、そういうようなあまり煩瑣な手続もなくなるのではないかと。そこら辺のところを一番大きなねらいであると思っております。やはり出先同士がみな仲よくやっておりますと、何だ、あれが言ったからといってそれはいかぬというような話になって、あれが言ったなら反対だというような場合も、問々あり得るのであります。そういうことのないように、現地でみな知っている人が、なるほどともだ、こうした方がよからうということになったら、そこで、これでもとりましたから一つ、こう持ってこれれば、話が早くいく、こういう意味を含めておるわけでございます。

○山内委員 大臣のそういうお考えもわからないではありませんが、私としては、いかに増員困難な時代といえども、こういう大事な仕事をやらせるのに、これくらいのことでは事務的な処理よりできないと非常に心配を感ずるので、一つ十分に機能を發揮していただきたいと思っております。

それからも一つ、この協議会の方に各種事業団の協力を求めておられますが、こういうことは、かえって大臣の考えておることに逆の効果を生まるような——利益の多い経営者のまじっておる事業団を入れるということの考え方はどうですか。

○廣瀬(正)政府委員 その場合の事業団と申しますのは、石炭関係の、政府が公につくっております雇用促進事業団でありますか、石炭鉱業合理化事業

業団でありますとか、産炭地域振興事業団でありますとか、あるいは鉱害復旧事業団でありますとか、この四つの事業団でございます。

○山内委員 大臣お急ぎになるよう、関連質問ですから、また他日質問をいたします。

○田口(誠)委員 大臣お帰りになさいますので、お聞きしたいことがありますけれども、この次のときに譲りますから、どうぞお引き取り下さい。

そこで、今の関係、もう少し深い内容に入る点は、大臣のお見えになるときに御質問申し上げるといたしまして、ちょっと上すべりになりますけれども、ども次へ質問を移したいと思っております。この提案説明の、設置法改正案の第二の問題でございますが、鉱山保安監督署を置くことができるものとするということですが、これは今度は監督署を置くということですね。

○八谷政府委員 お答えいたします。これはただいまお話がありましたように、鉱山保安監督署を置くという形でございます。従来派遣班という形で、内部機構といたしまして、全国、特に北海道、九州の産炭地域で、災害の多い地域でございますが、北海道に四カ所、九州に五カ所、合計九カ所の派遣班を置いておたわけでございます。これははっきり監督署というものを設置いたしました、実質上昇格のような形になりますけれども、そうして効果的監督に資したい、かように考えるわけでございます。

○田口(誠)委員 それはけっこうなことだと思いますが、どのくらい人員数を配されるのですか。

○八谷政府委員 ことしの一月末で、この九カ所七十名配置いたしてあります。さらに、この三月末あるいは四月の初めにかけて、全部で一応百名まで持っていくという考え方を持っております。これは昨年と今年度でございますが、監督官の定員の増を四十名と二十名、合計六十名認められたわけでございます。人員増加があったわけでございます。そのうち二名を除きまして、その残りは全部、すなわち、五十八名は九州と北海道に配置することにしたわけでございます。しかも、それは今度お認めただければ監督署になるわけでございますが、監督署員としてこれを配置していく、かような考え方をいたします。

○田口(誠)委員 監督署の監督官の不足が今までございましたが、今度定員を大幅に増員されるということでございますので、相当の監督の強化がされるところを期待いたしております。監督官はふやせば十分に監督もでき得るというように考えられるわけなんです。今までの監督上いろいろ注文が出ております。こういう注文を、この際監督署を置くということと定員をふやすという事で、十分に消化でき得るといふ自信の提案であるのか、まだまだ今後こうしなければ、山元からいろいろと要望されておることに沿うことができないのか、この点もやはりはっきりしていただきたいと思っております。私どもとしては、鉱山の保安行政は、これはほんとうに十分な定員を持って保安の安全を期していかなければならぬと思っております。この点には非常に大きな意を置いておるわけなんです。

○八谷政府委員 私、鉱山保安局長といたしまして、こういう制度をとったら完全に満たされるかという事は、責任者といいたしても、なかなかお答えしにくい点もあると思っております。要は、保安の確保のやり方というものは二通りあるかと思っております。一つは、監督を厳重にやっていく、関係法規の整備等もはかっていく、そういういわゆる監督行政の強化でございます。それから一方におきましては、それを受けるいわゆる炭鉱、鉱山側の自主保安体制を確立していくということが一番必要ではないか、かように考えるわけでございます。毎日についておるわけではないわけでございます。私どもは再三——中央鉱山保安協議会、これは労働組合、中立委員並びに経営者の委員同数で三十九名で組織されておりますが、この中央鉱山保安協議会を開催し、また、その下部機構といたしまして、随時基本問題委員会というのを開いておるわけでございますが、そういう中でも、山に監督官が駐在するくらいになったらどうかというような希望もあるわけでございます。しかし、これはとても各山にすべてに駐在するということではできないわけでございます。山には重点的に保安の監督を強化していくということで、こういう一つの

監督署という現地のたまりを置いて、ここを強化してというふうにはやったわけでございますが、先ほども申しますように、鉱内条件と申しますのは口々変化をいたしております。地上産業と違ひまして、地上産業では一つの保安機器、また保安管理をやりますと、それがある程度の持続性を持つておるわけでございますけれども、きのうの作業場、きのうの切羽ときょうの切羽は、すでに相当変化も来たしておる。そういうような断層、褶曲等の地質条件の変化等からいたしまして、非常に目の離せない監督になるわけでございます。そういたしますと、一方において、自主的に鉱山経営者と労働者とがよく協力しまして、保安を確保していく自主保安体制の確立が必要ではなからうか、かように考えておる次第でございます。この監督の強化の面とあわせまして、先ほど申しましたような協議会等もよく相談いたしまして、この関係の整備指導等を一方において強化するようにしておる次第でございます。

○田口(誠)委員 山元で、自主的に労働者が保安協議会をもって鉱山の保安確保に努力をしておるわけでございます。ところが、この協議会で労働者側の方から必要な発言が相当なされておるわけですか。ところが、それがそのまま実行されておらないという面が非常に多いわけなんです。監督される方としては、こういう内容を十分に知っておられるのか。今度増員をされるのであるから、できればこうした具合には参考に出席をして、そこでいろいろと出される意見、討論される内容というものを把握されて、そして把握された

そういう意味におきまして、今までのいろいろと注文をつけておりますことが、今回の監督署を置き、それから定員をふやすことによっても完全に消化されるものかどうか、今までの要求がこれで貫徹されるものであるかどうか、こういう点について、一つ明確に御答弁いただきたいと思っております。

○八谷政府委員 山元で、自主的に労働者が保安協議会をもって鉱山の保安確保に努力をしておるわけでございます。ところが、この協議会で労働者側の方から必要な発言が相当なされておるわけですか。ところが、それがそのまま実行されておらないという面が非常に多いわけなんです。監督される方としては、こういう内容を十分に知っておられるのか。今度増員をされるのであるから、できればこうした具合には参考に出席をして、そこでいろいろと出される意見、討論される内容というものを把握されて、そして把握された

そのことが、監督行政の上にも大きく役立つ要素のものがたくさんあるわけなんでありますからして、まずここで私はお聞きしたいことは、今まで自主的につくっておるところの保安対策協議会の審議内容というものを十分に把握されておるかどうか。特に鉱山労働者側の方からの要求がどの程度満たされておられ、またそういう面を十分に把握されておるかどうかということ

それから将来、やはりこの協議会の内容を知るために、係官を派遣して傍聴させるといふようなことも、これは保安を維持する上においても、一つの監督行政をする上においても、大きく参考になる面もありますので、そういう必要があるというのを私は考えておるのですが、その点についてもどのようにお考えになっておるか、御答弁いただきたいと思ひます。

○八谷政府委員 現場の労使の保安に対する協力機関であります保安委員会の御指摘の通りでございます。この保安委員会の活動が十分でなければ、やはり自主的な体制の確立と先ほど私が申し上げましたことも、真の意味での確立がないのではないかと、かように考へるわけでございます。従いまして、昨年の通常国会におきましても、私どもが通達——いろいろな処分事項がございますが、処分をいたします事項は、すべてこの保安委員会にかけていくということを一取りきめをやったわけでございます。通知義務を課したわけでございます。それから保安委員会が従来でもやっていたことであります

ればならないことになっているわけでありませぬ。保安委員会の議事録は必ず保安監督部局でこれをとるといふことにしまして、保安委員会でのいろいろ討論されましたことを監督官といたしましても十分に知っておかないと、その生きた保安監督というものができないのではないかと、かように考へまして、制度的にもさようなやり方をとるし、また、監督に参りましたときに、その議事録等、単に報告をとつただけでは、その内容が十分に把握し得ないこともございますので、現場に行きましたら、監督官はその議事録等に基づいて、疑問の点等は現場と話し合ふというようになつておるわけでございます。

さらに、将来の問題といたしまして、こういう委員会に監督官が出たらどうかということもございませぬが、これは一方においては、自主保安体制というものが主要ではないかと思ひます。自由な討議という面から考へますと、いい面もあるかもしれませぬが、またマイナスの面というか、いろいろ十分な発言をしていかないというようになつておられるわけでございます。しかし、私どもとしましては、事保安に関しましては何を隠すというようになつておるわけはならないと思ひます。それで、監督官も自由にこれに列席して、参考意見を述べるといふこともあつて差しつかえないんじゃないか。しかし、これはあくまで労使双方で話し合ひをされて、今度はこういう議題で行なうから、監督官は出ないかというようになつて

請がございませぬば——こうやって現場機関を拡充するわけでございますので、監督官としてもいろいろ注文もあつて、またお願ひしたい点もあるわけでございますので、この点は私ども十分に現地を指導したいと考へる次第であります。

○田口(誠)委員 私は、監督官を出席させて発言させる云々という事でなしに、十分に内容を把握してもらつて、十分から申し上げたのです。議事録は必ず提出するということになつておりますが、しかし、前にやつたことが実行されずに、また次の協議会でその話が出る、同じようなことが何回も繰り返されておる場合があるわけなのです。そういう場合に、議事録が提出されれば、その項について、事業主の方に対して、また労働者側の方に対して、いろいろと要請をしたり、勧告をするようなことがあつてしかるべきだと思ふのですけれども、重要な点についてそういう面が欠けておる。従つて、速記録というものは出すことになつており、一応目を通すということにはなつており、目は通すであろうと思ふけれども、完全にそれが監督行政の上で消化されておらないという事実から、私はただいまのようなことを申し上げたのであります。十分に消化されておるといふことになれば、私は言う必要もございませぬけれども、監督官の衝に当たる監督官同士が、それぞれ山元からいろいろの保安に対する委員会の議事録が送られて、それを見たような場合には、やはり監督官同士が検討し合つて、研究をし合つて、監督行政に移すというようになつて、この点

も伺いたいと思ふのです。というのとは、くどく申し上げるようですけれども、労使がいろいろやりまして、そして労働者側の方から意見が出されて、ところが、次にまた委員会を開いたときにも、同じような意見が出る。こういうことがそのまま報告されておつても、何らそれに対処するところの手が打たれておらないところもあるわけなんです。従つて、私は全部とは申しませぬけれども、そうしたところも相当あるわけなんです。監督の衝に当たる人たちが会合を持って、お互いにその議事録を参考に検討し合つて、研究し合つて、研究し合つておるかどうか、こういうことをやらなければやはり成果が上らないと思ひますので、そういうシステムがあるのかどうか、私はこういう点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○八谷政府委員 保安委員会が出された問題につきましては、当然単にその場所の監督官だけがこれを見るところでなく、これについての問題点があれば、部長あるいは局長までも交えて討議すべきわけでございます。こういう点につきましては、結局保安委員会の労使双方の意見を監督行政にいかん反映し、また効果的な監督にこれを移していくかということにもなるわけでございます。従つて、こういう点十分に今後とも注意するように、またいろいろな問題についての研究体制、討議体制というものも十分にするように、現地を指導したい、かように考へます。

なされておらぬから、こういう質問になつてきておるのだから、これ以上のごときは申しませぬが、一つ監督指導の面から遺憾のなき指導をしていただいで、そして保安体制を強化して、災害を防ぐようにしていただきたいと思ひます。

時間がきましたし、ちよつと質問の区切りにもなりましたので、きょうはこれで終わらしていただきます。

○内藤委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次会は、明十三日十時理事會、十時三十分委員会を開会することとし、これにて散會いたします。

午後一時十分散會

○田口(誠)委員 省の方では、十分にそうした作業が万遺憾なく行なわれておるといふように、私はあなたの答弁から受け取るのですけれども、それが

○田口(誠)委員 省の方では、十分にそうした作業が万遺憾なく行なわれておるといふように、私はあなたの答弁から受け取るのですけれども、それが

